

特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況

〔 令和4年7月31日
奈良県市町村総合事務組合管理者 〕

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第19条6項の規定による取組の実施状況を、次のとおり公表します。

1. 全職員に締める女性職員の割合において、40%を下回らないよう努める。

(1) 数値目標の進捗状況

平成31年4月1日より、全職員に占める女性職員の割合が目標である40%以上を達成している。

基準日	女性職員割合
令和3年4月1日	41.2%
令和4年4月1日	41.2%

(2) 取組状況

女性職員の、仕事と家庭の両立困難を理由とする離職を防ぐため、これまでどおり、職場全体で支援する体制をつくる。

2. 性別を問わず、職員の年次休暇の平均取得率を 50%（10 日）以上になるよう努める。

(1) 数値目標の進捗状況

令和 7 年末までに、職員の年次休暇の平均取得率を 50%（10 日）以上にするよう努める。

対象期間	年次有給取得率
令和 2 年 1 月 1 日 ～令和 2 年 12 月 31 日	38.2%
令和 3 年 1 月 1 日 ～令和 3 年 12 月 31 日	45.4%

(2) 数値目標を達成するために取り組むべき事項

- ① 年次休暇の取得目標を定め、各職員への徹底を図る。
- ② 管理職員は自ら率先して年次休暇を取得する等、休暇を取得しやすい職場の雰囲気づくりに努める。
- ③ 周囲の職員の休暇と自身の休暇と両方に配慮して年次休暇を取得する。
- ④ 年次休暇中の職員が負担にならないよう、お互いの業務をサポートする。